

車両系建設機械（解体用）運転技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp>

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法の規定に基づいて、機体重量3トン以上の車両系建設機械（解体用）〈ブレーカ・鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機〉の運転の業務に就くためには、登録教習機関が行う技能講習を修了した者でなければ運転できないことになっています。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

なお、労働安全衛生規則の改正（平成25年7月1日施行）により、以前にブレーカ運転の資格を取得した方も、当該講習を受講しなければ、鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機の運転はできないことになっています。（ブレーカの運転は引き続きできます。）

1 受講資格

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した方
- ② 建設機械施工技術検定に合格した方

（1級の技術検定に合格した方で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択した方又は2級の技術検定で第1種～第3種の種別に合格した方）

2 開催日時及び場所

開催日	CPDS 登録番号	開催会場
令和8年5月15日（金）	1048816	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）
令和8年9月18日（金）	1048818	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）
令和8年10月2日（金）	1048819	延岡建設会館（延岡市愛宕町2丁目32番地）
令和8年11月27日（金）	1048820	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）
令和9年2月26日（金）	1048822	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）

* 午前8時受付、午前8時30分開講です。 * 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

(1) 学科講習

講習科目	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	2時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	30分
関係法令	30分
学科試験	30分

(2) 実技講習

作業のための装置の操作※	2時間
実技試験	1時間

4 受講料及びテキスト代(税込)

21,175円 (受講料19,360円、テキスト代 1,815円)

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座
(みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184) に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還いたしません。
- (4) 遅刻、早退者に対しては、修了証は交付しません。
- (5) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (6) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、
「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」がご利用になれます。

【お問合せ・支給申請先】 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125

〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内